

第42回経営協議会議事録

1. 日 時 平成26年11月26日(水) 14時00分～15時30分
2. 場 所 ホテルクラウンパレス浜松3階「松の間」
3. 出席者 中村(議長)、伊藤、上杉、猿田、篠原、永井、鈴木(修)、前田、晝馬、今野
の各委員
陪 席 小出理事(教育・国際交流担当)・副学長、針山副学長(情報・図書館担当)、
西山監事、津田監事

4. 議事要旨の確認

第41回経営協議会議事要旨(案)を原案どおり確認した。

5. 議 事

(1)平成26年度補正予算(案)について

議長から、平成26年度補正予算(案)について、学校及び病院の予算執行状況と補正予算の措置状況について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

(2)業務達成基準の適用について

議長から、「光医学教育研究拠点形成事業」の整備のために業務達成基準の適用について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

(3)給与の改定について

人事課長から、役員給与の改正及び人事院勧告に基づく給与の改正について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

(4)規則の改正等について

医事課長から、病院諸料金規程の改正について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。引き続き、会計課長から半田山会館の使用に関する規程の改正について、説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

(5)報告事項

①平成25事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について

議長から、平成25事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告があり、本学を含めた4大学(東京医科歯科大学、滋賀医科大学、旭川医科大学)の評価結果について説明があった。

②年俸制について

人事課長から、大学改革プランに係る年俸制の導入について、導入予定等の報告があった。

③平成25事業年度財務諸表の承認について

会計課長から、文部科学大臣より平成 25 事業年度財務諸表が承認された旨の通知があったとの報告があった。また、『浜松医科大学財務レポート 2014』を作成したとの報告があった。

④目的積立金の承認について

会計課長から、文部科学大臣より平成 25 年度の目的積立金が承認された旨の通知があったとの報告があった。

⑤研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為防止に係る対応状況について

研究協力課長から、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」策定に伴う本学の対応状況について報告があった。

⑥学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律に係る対応状況について

総務課長から、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律に係る対応状況について報告があった。

⑦大学機関別認証評価の受審について

議長から、大学機関別認証評価の受審状況及び今後の予定等について、報告があった。

次回の経営協議会について（平成 27 年 1 月 28 日開催予定）

※学外委員からの主な意見（○：学外委員の意見等、◆本学側の意見・説明等）

議事（１）平成 26 年度補正予算（案）について

- 本年度、診療報酬の改定が行われたが、病院収入の確保のため、どのような取り組みを行ったのか。
- ◆救急医療体制の強化や各診療科における手術件数の増加、スタッフの増員による加算の取得などを行い、病院収入を確保した。
- 職員研修事業の充実とあるが、具体的にはどのようなものか。
- ◆今年度は事務職員における簿記研修を行った。職員の能力向上を目指し、継続的に研修事業を行っていく予定である。
- 消費税の増による影響額は、どの程度か。
- ◆4月の試算では、年間約7～8千万円の持ち出しとなっていたが、診療報酬改定の効果もあり、それほど大きな影響はまだ出ていない。

議事（２）業務達成基準の適用について

- 拠点形成事業とのことだが、この事業は継続事業なのか。また、費用はどの期間でどのか。
- ◆本事業は、浜松医科大学として継続的に取り組んでいく。人件費については継続的に、事業費については、5年間の期限付きで措置される。
- 臨床についても拠点形成事業の募集が始まろうとしている。再定義された浜松医科大学のミッションに基づき、是非とも応募していただきたい。
- ◆確認を行い、応募できる体制を整えたい。

議事（４）規則等の改正について

- 半田山会館の外部利用者はどういう方達か。
- ◆特別講演を行う講師などが利用している。

報告事項①平成 25 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について

- 評価結果は大事かもしれないが、結果のみを追求するのではなく、浜松医科大学独自の目標等を設定し、そこを目指すべきではないか。

報告事項⑤研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為防止に係る対応状況について

- 研究活動等に対する不正については責任者を明確にし、速やかに厳正に対処することが最も大切である。
- 制度や法改正に対する対応を行うだけでなく、大学として主体性を持ち、一步踏み込んだ対処を目指してほしい。
- 群馬大学医学部附属病院での問題が取り沙汰されているが、どこの機関でも起こり得ることである。常日頃からの不正防止に対する取り組みが重要である。